

Pick up!

委員会

ちょっと待った! このまま放置は許さない! 後藤市長に初めて反対!
放置されていた非常勤職員のありえない厚遇が巻き起こした訴訟問題と役所の事なれ主義を徹底追及!

この度、議案第63号に上程されたのが「訴訟上の和解について」**賛成少数で否決!**
 しかし、この和解案には到底賛成出来ない、とんでもない実態が隠されておりました。今回の問題はこのまま放置していると今後10年、20年、知らない所でこの先ずっと多額な税金が投入されていきます。少し長いですが、是非ともお読みいただき、市民のみなさんには、今後の判断材料にして頂きたいと思います。それは平成25年に総合福祉社会館で行っていた直営事業を民間委託した際に、退任となった非常勤職員2人が市を相手取り一人約1200万円の賠償などを求めた地裁案件に対して、市が一人200万円(計400万円)を支払い和解しようとしたものでした。(予算としては別途、弁護士費用222万5千円)
 しかし、今回は事業の委託に伴い仕事が無くなったことを不服として市を訴えた訳ですが、非常勤職員は地方公務員法上の地位にあり、いわゆる一般企業のような雇用、労使関係ではありません。ですから雇用契約書というのも当然なく、任用期間含め職務の全ての根拠は「委嘱状」ということになります。その委嘱状には任期1年としっかり記載されていますので、途中で解任された場合残りの任期分を要求するならまだしも、再任用が今後も続くのであろう期待権なるものを主張しています。その期待権を主張させているひとつが、経験年数加算という厚遇制度。何度も言いますが、非常勤職員の任期はあくまで1年です。1年経つと全ての職務は終了します。そして市が必要とした場合に限り、もう一度、期間1年の職務を委嘱されるのです。それにもかかわらず、委員会の質疑では任期の「更新」という言葉、いわば非が市にあるかのような発言を繰り返すなど、被告でありながら原告らを擁護するような態度を度々繰り返しました。また、今後の対策についても全くと言っていいほど準備もされていませんでした。

委員会では、それらを散々指摘したにもかかわらず最終的には後藤市長が非を認める発言をするなどの事態へ。
 これは、終わっていない裁判に対して、原告らの有利となる証拠を公に提供したことになります。そうなれば今後、これらを材料に再任用を見送った際は非常勤職員の退職金かのように請求が繰り返される可能性がでできます。

参考:因みに経験年数加算により…

『非常勤職員』
 あくまで期間は1年、週29時間勤務→月額16万7千円が、
 20年で、なんと約31万5千円! 年収378万円
 こちらからもわかるように経験年数加算により毎年平均7300円以上アップ!!

『約40年務めた正規職員が再任用された場合』
 週30時間勤務→月額19万2千円。ボーナス2.2ヵ月併せて年収272万円

これだけでも十分おかしな制度と思いませんか!?このご時世、優良企業でも聞いたことありません!

そして今回の訴訟についても組合のバックアップにより弁護士5人!その費用は一体どこからでているのか!(組合費も元々はみなさんの税金です)
 このような事実があることは恐らく多くの市民が知らないことでしょう。そして今回の和解案を擁護したのが共産党と一人会派3名。組合に近いとされる民進系会派(翔の会)ですら退席という判断! 採決結果 反対21 賛成10 退席4
 なにも非常勤職員を否定する訳ではありませんが、あまりにも世間とかけ離れた厚遇と、さらには組合の協力で訴訟を起こし、市も非を認める態度をみせたことで非常勤職員の退職金になるような事まで認めてしまう事態が今後も続く可能性を残しては終われません。市は今回の指摘をうけ、非常勤職員の今後の対応を検討するといっていますが、納得いく対策を示すまでは引き続き注視していきます! 委員会ではしっかりと「反対意見」を申し上げました。(泉井HP掲載)

これからも責任ある発言と政策提案で吹田の未来を守ります!!

詳しくは「泉井ともひろホームページ」をご覧ください。

泉井ともひろ 検索 URL izui-tomohiro.com

OFFICE 〒564-0063 吹田市江坂町3丁目28-1 TEL080-2476-6545 FAX06-6386-5039

吹田市議会 検索 本会議の様子は録画映像 でご覧いただけます。※スマホ不可

吹田市議会 発行/自由民主党の会 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号(吹田市役所内) 自由民主党の会 会派室

自由民主党
紳の会 通信

ご挨拶 いざい
自由民主党紳の会の泉井 ともひろです。

平成28年度の所属委員会は【福祉環境委員会(副委員長)
 【中核市移行に関する調査特別委員会(副委員長)】をさせて頂くことになりました。

吹田市議会 平成28年5月定例会 議会報告

個人質問① なぜ!?これでいいのか南吹田地域!
 新たな事実を調査・報告。一刻も早い対策を!
個人質問② マスコミでは報道されない福祉現場の事実!
 真面目な事業所を評価せよ!
 福祉従事者の人権にも目を向けよ!
ピックアップ !!ちょっと待った!! 吹田市の非常勤職員の実態
 後藤市長、それはアカン! このままでは終わらせない!

責任と行動! 吹田のために徹底討論!!

会派通信にて議会報告をさせて頂きます。これまでの議会報告や、その他委員会のこと。
 議員を目指すきっかけや近況、出来事など泉井に関する情報を「泉井ホームページ」で専門用語を出来るだけ使わずに掲載していますので、あわせてご覧ください。
 私たち自由民主党の会は市長を推薦した会派とはいえ、指摘すべきは指摘し、改善が見られなければ毅然とした姿勢で取り組んでいます。そして今回は、これから吹田の未来を考えても見過ごすことのできない事態と発展した議案第63号を反対しました!

平成28年5月定例会は5月12日から6月3日まで開催 本会議(個人)では以下を質問と指摘・要望

(一部抜粋し、簡潔に報告しています)

1 南吹田地域地下水汚染について

質問

これまでの議会では生命に関わる危険性ばかり答弁され、それだけ聞くと危険性は低く、急いで多額の費用をかけて対策する必要はないのではないか。市民の中にはそのように感じる方もいるのではないか。
しかし、私の調べでは、当該地下水汚染の原因となっている有害物質は身体の短期暴露は気体の吸い込みにより、めまい・頭痛・発赤・中枢神経系への影響・吐き気・意識低下や喪失・腹痛・咽頭痛・目・皮膚・気道を刺激。さらには、塩化ビニル、1・2・ジクロロエチレンは引火性が高く、火災時には刺激性もしくは有毒なフォームやガスを放出するとされている。このような状況下で万一地震による液状化で被災した場合、消防等の救助の采配は。防護措置レベルで答えよ。

答え(消防)

トリクロロエチレン等が大量に露出した現場での作業は、泡消火や噴霧冷却等による対応となるが、原因物質が推定されるまでの間は最高レベルの防護措置を講じた上での活動を原則とする。

質問

消防庁の答弁からもわかるように通常の救助活動は制限され、さらには消防団の活動も制限される。そして成人より皮膚の弱い乳幼児や児童などの暴露を想像すると一刻も早い対策を講じる必要性があると考えるが、市の見解は。

答え(環境)

議員の考える通り、児童や高齢者の方々への健康影響を考えると十分配慮し、一日も早く汚染物質の拡散防止対策を実施し、汚染地域全域の対応を進める必要がある。

質問

なぜ今までの議会質問に対し、
短期暴露の健康影響が示されなかったのか

答え(環境)

短期暴露の健康影響について、シミュレーションによる数値化が確立されていないこと及び短期的な暴露に関する規制基準が設定されていないことなどから、市議会に対する説明が不十分であった。

泉井の見解

今回の質問(追及)を受けて、短期暴露について慌てて調査したイメージがありました。市は「データが確立されていないから」と言いますが、少しでも可能性があるなら、なおさら迅速な対応が求められます。環境部への質問のあとに担当副市長からも、対策についての答弁を頂き、問題の再認識と一日も早い対応をして頂く約束をしていただきましたが、私は今後も吹田市の問題として真剣かつ迅速に取り組むよう強く要望していきます!



2 高齢者福祉および障害者福祉サービスについて

質問 ルールを守り運営している真面目な事業者を評価せよ

福祉サービスについては制度が複雑かつ自治体によりルールも様々。利用者に対して制度の周知は現在の方法では不十分でないか。
特に訪問型福祉サービスでは利用者から制度を超えるサービスを求められる事は珍しくない。しかし問題は制度の範囲内で福祉サービスを提供している事業者が契約を解約されるという話を聞いたことはあるか。そしてなぜ、そのような事になると思うのか。市の見解を示せ。

答え

議員指摘の法令による上限等を逸脱したサービス提供については一定把握している。また制度を逸脱したサービスの利用の求めに応じることをよしとせず、法令順守に努めている事業者が解約されてしまう事態は利用者や家族が制度趣旨を十分に理解していないことに加え、**その要求に応じてしまう従事者の存在が背景となっているもの。不適切なサービス提供の実態を把握した際には、隨時指導監査を実施するなどして、コンプライアンスの確保に努める。**

質問 福祉従事者的人権にも目を向けよ

福祉現場(特に訪問型サービス)で起こっている介護従事者が利用者からうける暴言や暴力について事実を把握しているか。

答え

福祉サービス、とりわけ在宅サービスの現場においては、利用者等から従事者への過度な要求や、暴言、暴力行為が起こるケースは少なくないと認識している。

質問

要介護者や障害者など社会的に弱い立場にある利用者の権利擁護を先ず考えるのは当然だが、福祉従事者的人権がないがしろにされるようなことで退職した従事者は二度と復帰することはない。市としては実態把握に努めるとともに、そのような相談があった場合はしっかり対応する必要性が求められるがいかがか。

答え

利用者の権利擁護を第一に考えるべきとはいえ、従事者の方々の人権がないがしろにされてはいけない。なお、従事者に対する暴力等の実態を直接確認するような調査はこれまで実施したことがない。吹田の福祉を支えていただいている福祉従事者の皆様が安心して働くよう、状況把握に努めていく。

泉井の見解

現在の制度自体に疑問を抱きながらもコンプライアンスを確保し、サービスを提供している真面目な事業所が解約され、運営が成り立たなくなってしまっては本末転倒です。さらに、そのような事業所が真のニーズや課題をまとめなければ、本当の意味で福祉サービスの質の向上はないでしょう。私は対応困難なケースをはじめとする福祉サービスの現場経験から、不正をよしとせず真に質の改善に向け、徹底的に取り組んでおります。あくまで**福祉サービスの財源の殆どが皆さんのお保険や税金等(公費)から成り立っていることを忘れてはいけません**。

また、給料の安さなど待遇面で辞めていく報道はよくされていますが、それだけでいえば改善により福祉従事者として職場復帰の可能性もあります。しかし利用者等からうける理不尽な要求や暴言、暴力などが理由で辞めた従事者は二度と戻ってきません。このような実態は従事者の福祉精神や責任感、相談しにくいといったことから殆ど表に出ることはなく、マスコミも取り上げることが出来ません。そういう視点からも現場経験が活かされます。不足している貴重な福祉従事者を守るために、心の声にもこたえていく所存です。